



学校生協グループ保険

(学校生協独自の福利厚生制度!)



今年度の制度の特長

Point1

グループ保険の保険料が変更

標準生命表が改定された為、全組合員の方の保険料が変わります。ご確認ください。

Point2

すまいるサポート新設

ケガや病気、精神疾患により就業不能状態が20日以上を超えて継続した場合の保障が新設されました。

New

Point3

ご退職後も継続可能

ご退職後も現職中の内容を継続することができるようになりました。

制度の仕組み

集まった保険料の中から遺族年金(保険金)等が支払われます。

遺族年金
(保険金)
等加入者
(学校生協組合員)

一年後、収支計算して剩余金が生じた場合配当金として還付されます。



※当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当額は現在時点では確定していません。
※グループ保険(損害保険部分)、医療費支援プラス、総合医療サポート、重病初期サポート、生活あんしんサポートには配当金はありません。

制度一覧

※それぞれの保障内容・保険料の詳細についてはパンフレットをご覧ください。

グループ保険



・死亡・高度障害の場合だけでなく、ケガによる入院や手術、通院まで保障
ケガによる入院1日目より入院保険金日額2,900円(損害保険分)
ケガによる通院1日目より通院保険金日額1,800円(損害保険部分)など
※上記は団体定期保険と普通傷害保険をセッティングしたものです。
※団体定期保険と普通傷害保険では、お支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
※それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

今年度新設

すまいるサポート

※就業不能給付金+特定期限障害給付金+初回支給保険料 不支給期間 20日・基準給付金額10万円 事例:4月1日から就業不能状態が継続し、8月23日に施設使用

・病気またはケガを原因として、不支給期間20日を超えて就業不能状態が継続したときの保障。

・入院だけでなく医師の指示による自宅療養や所定の精神疾患による就業不能状態もお支払いします。



※就業不能給付金のお支払いは1つの継続した就業不能状態で1回、通算して36回を限度とします。
※特定精神障害給付金のお支払いは通算して18回を限度とします。

医療保障保険

・病気やケガによる
継続して5日以上
(4日間は免責)
の入院を保障



医療費支援プラス

・先進医療の技術に係る費用と同額を保障
※通常限度2,000万円まで
・病気・ケガでの1日以上の入院から保障(1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回)
・入院を伴わない手術(診療報酬点数合計2,000点以上)や入院を伴わない放射線治療を保障
※対象となる先進医療はパンフレットの給付金に関するご注意をご確認ください。

総合医療サポート

・継続した2日以上の入院から給付
・三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は支払一日数が無制限しかも2倍給付
・集中治療室管理(ICU)による治療にも給付

など



重病初期サポート

・所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたときの一時金の給付
・リビング・ニーズ特約で余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求が可能※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
※7大疾病および上皮内新生物を保障する場合は、それぞれ特約を付加することが必要です。



生活あんしんサポート

・病気・ケガを原因とする長期療養時の収入(所得)をサポート(免責期間90日)
・就業障害が継続している限り、最長60歳まで(55歳~64歳の方は3年が限度)保険金を給付!
・所定の精神障害によって生じた就業障害も60ヶ月(55歳~64歳の方は3年)を限度に補償

給付事例

■グループ保険(生命保険部分)M1コース ■グループ保険(損害保険部分)Xコース

■医療保障保険3口 入院給付金日額3,000円 ■総合医療サポート3口 入院給付金日額3,000円 に加入の場合



ケガの場合

マラソン中に転倒し、骨折。
継続して7日間入院した場合

・グループ保険(生命保険部分)より【入院給付金】

日額6,000円×7日間=42,000円

・グループ保険(損害保険部分)より【入院保険金】

日額2,900円×7日=20,300円

・医療保障保険より【入院給付金】

日額3,000円×3日間※=9,000円 ※4日免責あり

・総合医療サポートより【災害入院給付金】

日額3,000円×7日間=21,000円

合計 92,300円



病気の場合

虫垂炎で継続して7日間入院
所定の手術(虫垂切除術)をした場合

・医療保障保険より【入院給付金】

日額3,000円×3日間※=9,000円 ※4日免責あり

・総合医療サポートより【疾病入院給付金】

日額3,000円×7日間=21,000円

・総合医療サポートより【手術給付金】

日額3,000円×10倍=30,000円

※詳細はパンフレットをご参照ください。

合計 60,000円

制度概要図

現職制度名称	加入区分	死亡	高度障害	現職制度									退職後制度				
				病気		ケガ			就業不能 21日以上	長期療養 免責期間 90日	先進医療	放射線治療	三大疾病	7大疾病 上皮内 新生物	退職後の 取り扱い	継続可能 年齢 (保険期間) ※6	
入院	手術	通院	入院	手術													
グループ保険 (生命保険部分)	本人 配偶者 こども	○	○	-	-	-	5日以上 ○ ※1日目より	-	-	-	-	-	-	-	○	80歳	
グループ保険 (損害保険部分)	本人 配偶者 こども	-	-	-	-	○	1日目 より○	○ ※1 状況により	-	-	-	-	-	-	○	10年間	
すまいるサポート	本人	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
医療保障保険	本人 配偶者 こども	○	-	継続した 5日以上 ○ ※4日間は免費	-	-	継続した 5日以上 ○ ※4日間は免費	-	-	-	-	-	-	-	-	○	69歳
医療費支援プラス	本人 配偶者 こども	-	-	1日以上 ○ ※2	○ ※2 ※5	-	1日以上 ○ ※2	○ ※2 ※5	-	-	○ ※通算して 2,000万円が 限度	○ ※2 ※5	-	-	-	-	
総合医療サポート	本人 配偶者	○	○	継続した 2日以上 ○ ※1日目より	○	-	継続した 2日以上 ○ ※1日目より	○ ※3	-	-	-	-	○ 三大疾病入 院給付金	-	○	71歳	
重病初期サポート	本人 配偶者	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○ 特定疾病 保険金 (主契約)	○ 7大疾病 上皮内 新生物 ※4	○	71歳		
生活あんしんサポート	本人	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	

※1 ケガでの所定の手術についての給付になります。※2 入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。「入院日数」は、暦の上の日の単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。※3 日帰りの手術も給付の対象になります。それぞれの保障内容・保険料等の詳細はパンフレットをご覧ください。※4 それぞれ特約を附加した場合に保障の対象となります。

グループ保険(生命保険部分)・医療保障保険の契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

当ホームページに掲載している内容は2019年度の制度内容(2018年10月1日時点)のものであり、最新の内容と異なる場合があります。ご加入に際しては事前に最新のパンフレットを必ずご参照願います。※5医療費支援プラスは入院を伴わない手術(放射線治療)が給付の対象となります。※6団体扱いで継続可能な年齢を記載しております。その後は個人扱いで加入継続が可能になる制度もございます。詳しくはパンフレットをご覧ください。

お問い合わせ先

学校生協フリーダイヤル

0120-39-5318

明治安田生命 公法人第四部

03-5289-7590

受付時間
除土日・祝日 9:00~17:00

引受生命保険会社

- 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)
- 富国生命保険相互会社
- 第一生命保険株式会社
- 日本生命保険相互会社

引受損害保険会社

- 明治安田損害保険株式会社

MY-A-18-他-008294

MYG-A-18-LF-690